善通寺市報

発行所
善通寺市役所
編集者　奥村武
発行人　三好泰三
印刷所
善通寺印刷株式会社

市民の皆様に

善通寺市長　三好泰三

市民の皆様に善通寺市報を通じて御挨拶を申上げます。去る三月三十一日、年来の宿願でありました、市制実施を此処に実現し、はしなくも公選初代市長として不肖私が当選し就任致しましたことは偏へに市民の皆様の格別なる御援助に依つたものと深く感謝致して居ります。思うに吾が善通寺市は古来より文化発祥の地として弘法大師、智証大師を始め幾多の先覚者が輩出し讃岐文化の中心地で有名であつたのであります。

明治二十三年二月近代国家として市町村制が実施せられた折に麻野村、吉田村、善通寺村が誕生し、又中村外一箇村が筆岡村と改名し、吉原村が丸亀藩の吉原村と多度津藩の碑殿村が合併し、原田村、木徳村、金蔵寺村が一諸になつて竜川村制を布いたのであります。其の後門前町としての善通寺村は第十一師団の設置と共に三村合併し善通寺町となつたのは実に十一年後の明治三十四年十一月三日の菊薫る吉日でありました。

去る昭和二十六年九月二十日町制施行五十週年記念に朝野の多士多数招待して盛大に挙行したのでありますが、日ならずして筆岡、吉原、与北、竜川の各村と対等合併して去る三月三十一日を以て香川県告示第一七五号及び総理府告示第二八八号に依り善通寺市が誕生致したのであります。この辺の事情に就ては市民の皆様はよく御存じでありますと同時に、この発達する市生誕の陣痛期には各位の異状な御熱意に依り初志が果された訳であります。

斯く申上げて来ますと市制実施は誠に自然の理にそつた当然の成行とは存じますが、それ迄には宗教の町として或いは軍都として一国の興亡を其の儘に荆の道を歩んで来たのであります。師団が設置し町制を施行した当時誰もが善通寺と丸亀とは竜川村を楔として一大市街地を形成するものと信じて疑はなかつたのであります。処が今次の第二次世界大戦の結果直接戦災は受けませんでしたが軍隊の廃止と共に世上人心は荒廃し一時は最も繁華街でありました市の中心街も道路は壊れ疎開の跡も生々しく荒れ放題でペン〳〵草が生へるのではないかと思われた程であつたのであります。然し乍ら不とう不屈の市民の皆様は寸日ならずして男々しく再建に立ち上り数年を経ずして往昔の善通寺の面影を取り戻したのであり、各種の各官公庁諸団体保安隊の前身警察予備隊の誘致を始め隣接四カ村と合併して名実共に一大田園都市の建設の運びとなつたのであります。

広ぼう実に三九、六九平方キロメートル、人口三万七千人の新市として発足したのであります。

さて斯う申上げて居りますと市の前途は洋々として居り夢が多いのでありますが、建設当初の苦難は大きく水道、学校、道路、社会福祉の問題等々幾多困難の仕事が山積して居るのであります。市民の皆様の積極的な御協力御援助がなければ到底実現しない又実現が難しい仕事であります。

目下着々として新市建設の基本方針を立て予算を立案中でありますが、逐次これ等具体案が成立次第出来得る限り早く実施に移したい考えであります。平常私が口ぐせの様に申して居ります宗教に依る人心の和これに依りまして幾多、先輩の築いた此の土地善通寺の発展に微力を捧げたいと思つて居ります。

今回市政のより滲透を図る為に市報を発行皆様に市の行き方を御理解して戴く為に、そして又市政へ忌憚無き御批判を得る為に配布致します様になりましたから何卒宜敷御願い申上げます。市報第一号の刊行に際し其の紙上を借りて市民の皆様に市長新任の御挨拶おくればせ乍ら申上げます。

去る四日の市議会長い間空席となつて居りました助役収入役が次の通り決定就任致しました。市の陣容はこれで一応整つた訳であります

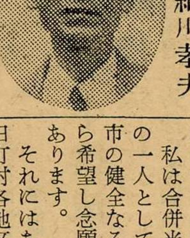

助役　細川孝夫

助役　南光又一

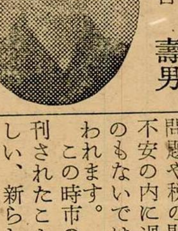

収入役　谷　壽男

市議長に就任して

善通寺市議会議長　香川正恵

五岳の峯も若葉につゝまれ新緑鮮かな候と成りました市民の皆様愈々御健勝御慶び申し上げます。さて私事今回の町村合併による新善通寺市発足に際し初代市議会議長の光栄を担う事になりました市民の皆様から御祝詞やら心情溢るゝ御支援をいただきまして誠に身にあまる光栄と存じます、もとより浅学非才の者でございますがただ〳〵全力をあげて市民各位の御信頼に応えたいと念願いたしております、この度の市民の皆様の御援助により重責を担つた私の理想は今後ます〳〵中小企業の振興、農産物の増産を図ると共にそつ経営を合理化し新市建設の基本方針たる模範的田園文化観光都市の建設に邁進する覚悟です、又最も正しい輿論の代表者として議会の運営に精進し皆様の御期待に副いたいと存じますから今後共御指導と御鞭撻をいただきますようこの機会に特にお願い申し上げます。いささか抱負やら今後のお願い申し上げて市民の皆様に御礼の言葉といたします。

早々拝趨の上御挨拶申し上ぐべき筈でございますが未だその機会を得ず職務に取り紛れて居りますのでとりあえず紙面を以て御挨拶申し上げます。終りにのぞみ新市の隆盛を祝福すると共に市報第一号の創刊を衷心から御祝い申し上げます。

昭和二十九年六月

善通寺市議会議長
香川正恵

発刊を喜ぶ

善通寺市報第一

与北支所長　伊達中八

新市は発足したが前途は決して安易とは考へられない様です。旧与北村の各位中に合併精神による理解ある御協力を期待いたすものであります。

私は合併当時の責任者の一人として、人一倍新市の健全なる発展を心から希望し念願するものであります。

それにはあらゆる場合旧町村各地区的な感情を一掃して早く一本化され機構の編成にともない又ともなうべく努力することが今の場合最も必要だと思います。旧村内にはほのかな希望をかけていることは勿論だが又反面には制度の問題や税の問題の如何が不安の内に過ごしているのもないではないかと思われます。

この時市の弘報紙が発刊されたことはよろこばしい、新らしい市の姿が市民の前に報ぜられて新らしく認識を深めてゆくことは新市発展の上にも大きな役割を果たすことができると共に一方において市民からの正しい批判と積極的な協力も亦生れてくるわけでしよう。

与北地区に於ける四月よりのおもなる行事

四月七日　土地改良役員会
四月十日　幼稚園落成式
四日　日赤募金運動及び映画　民生委員主催
五月六日　買田池土地改良組合総代選挙
五月十五日　同上総会
五月二十日　村水利組合等会
五月二十九日　電話柱架設はじまる

六月中の予定

六月十一日　農地交換分合役員会
六月十五日　土地改良組合役員会
六月二十日　買田池初ゆる抜
六月二十八日　納税及水利費徴収に関する周知会

＝七月一日＝

市内の全事業所に就て調査を實施！

～同時にサービス業の特別調査行わる～

来る七月一日現在を期して市内の全事業所に就て初の事業所統計調査を実施致しますから御協力下さい。事業所調査とは純農家、純俸給生活者、無業者等を除く殆んど凡べてのところが該当致します。例へば卸売及小売の店や、製造工場、公共団体、各種組合、寺院、旅館、飲食店、医院、家畜ブロカー、大工、左官、便利屋、貸本屋、会計事務所、建設請負の組、映画館、母子寮、教会布教所、生花指南所、遊芸けい古場、和服洋服仕立屋賃縫者、芸者、ダンサー等であります。これ等の事業所に就て六月二十八日より七月四日迄の間に調査員が巡回して行きますから其の節は宜敷御願い申上げます。此の調査は産業活動の実態を知る為に調査するものであつて税の資料とか労仂違反の摘発等には絶対使用致しませんから其の点御諒解の上、御協力下さい。経理内容とか従業員の数とか調査上知り得た個人の秘密を他に洩らしたり統計以外の目的に窃用致しますと関係者は法令に依り処罰されます。又同時七月十日頃サービス業者のみに就て特別な調査を実施致します これ等の調査結果は1.商工銘鑑等の事業所銘鑑の作製（所在地と名称産業分類のみ）2.市民所得の推計試算　3.市全体の事業所統計表及町別の事業所数のみに利用され市の産業活動を知る上に又、商工行政の基本的な重要資料を得る為に行いますから真実なる申告をして調査に御協力下さい。

善通寺市長三好泰三

市報原稿募る！

市民の皆様の市当局に対する御批判や御意見を御寄せ下さい
又は市長各課長に対する公開状質問御投稿下さい
必ず氏名　年齢　職業を御明記して下さい

市役所公報係宛

▽市内第二次第三次の全産業部門に市勢調査を行う……七月一日

市勢調査第一號行う

【第二次第三次産業の全部門に互つて第一次産業に就ては二月一日実施の予定】

市制実施以来此処に三箇月、全国中稀に見る理想的な田園都市としての善通寺市の将来に就ては誠に前途ります。しては、具体的に把握施策上利用する基本的な資料を得る為に事業所統計調査に附帯して市勢調査の第一号を行います。対象は事業所統計調査と略、同じであり第二次第三次の産業分類全般に互つて行はれ第一次産業に就ては来春二月一日を予定しております。今回調査の対象となる客体は前に陳べた通りでありますが調査内容に就ては、経営年月、取引先、事業所最近一箇年の状況等であります。売、流通の面から見た町の経済状況はどうでありましようかこれ等の基本的な調査は第二回第三回と遂次綜合的な資料をあつめて此処に科学的な善通寺市勢の状況が判断せられるものと存じます唯故意に依る誤つた申告それが非常に大きな災ひします。基準は矢張り一番悪い数字に左右されるからであります。各位の御協力を御願いします。

善通寺市長三好泰三

郵便局からのお願い

平素は郵便事業について大変御協力を頂いて有り難う存じます。郵便事業は安全、正確、迅速を三大モツトーとして皆様方の郵便物をお届けできるよう心がけていますが往々宛所が不充分のため誤つて配達して御迷惑をしていることもあるかと思われますので、今後はなお一段と従事員の注意を起喚して、三大モツトーの徹底につとめたいと思います。つきましては勝手がましいことで恐縮に存じますが、郵便事業の正常な運行の完璧を期するため、左記事項につき何卒よろしく特別なお配意を賜わりますようお願い致します。

一、郵便物発受人の居所氏名を詳細に記載することについて

例えば善通寺市善通寺町花野一郎と記載されただけでは一部の方は兎も角も返信の比較的少い方では従事員には何処其処だとピンときません郵便物をお差出しの際は御手数でも次の様に御記載下さい。

1. 世帯主の場合
香川県善通寺市善通寺局区内生野町一〇五二番地　花野一郎

2. 御家族の場合
香川県善通寺市善通寺局区内吉原町九番地
池畑次郎方池畑美津子

3. 御同居の場合
香川県善通寺市善通寺局区内弘田町一三番地
田岡三郎方大林栄吉

4. 旧龍川村の場合
香川県善通寺市丸亀局区内金蔵寺町九九九番地の様に善通寺局区内を丸亀局区内として下さい。

一、門標掲出について

従事員は世帯主及び家族の方々の住所氏名を記憶することによつて配達の完璧は全うする訳ですが記憶力には限界があり又一定期間の経験も必要でありますので区内全部頭に入れることは到底できません。にも拘らず郵便物の宛名は詳ていないものも相当にありまして係員は苦労しています。職掌とはいいながら少しでも容易に配達ができる様にするため、表札（御家族並びに同居者の方も）を掲出して頂き度御願いします。

一、郵便受箱の設置について

郵便物の名宛人が不在であつた場合には郵便物は持帰ることになつていますので折角早く到着していながら次便に或は翌日にまわることになりますこの場合郵便受がありますと差し入れておきますので御帰宅早々に御覧になられて、お互に大変好都合だと存じます

一、転居届について

住居が一定不変であれば郵便局は大変助かりますが現実には決してゆるされるものではありません郵便物の不着についてはよく注意受け矯正につとめていますが転居なつた場合郵便局に通知をしてくれる方は極く少数です郵便局が当然調査して転送するものだと誤解している方もある様ですが（勿論当方では御近所、市役所等でできるだけ調査はしていますが）郵便を利用される方がお届けしてくれて始めて郵便物は迅速に配達することができます。どうか同一市町内の移転でも必ず転居届を出す様にして頂きたいと存じます。

善通寺郵便局長
善通寺郵便協力会長

軍事郵便貯金支払の制限撤廃について

従来軍事郵便貯金の支払については終戦前に預入したものは全額終戦後（八月十六日）預入したものは一人につき一千五百円以下に限ることに定められていたが今般軍次郵便貯金特別処理法により現地取扱機関最後の所在地の地域区分に従ひその表示金額の一定部分を一定の換算率により換算した金額をもつて支払はれることになつたから御了知ありたい。追つて取扱手続等は軍事郵便貯金等特別処理規則並びに外国為替及び外国貿易管理法の一部施行期日を定める政令の一部を改正する政令が公布され又本法施行に伴う取扱の細部については郵政省貯金局長及び郵政局長へ公報伝達されているが従来の取扱に比したとへ満洲国又は蒙疆政府の発行した通帳であつても旧野戦郵便局で預入された部分の貯金は支払の対象となり又一人で数冊の通帳を所持する場合でもその各冊につき、法第三条の換算支払が認められているから念のため申添える。

福祉事務所和田書記

税務関係

固定資産課税台帳の縦覧を致します

昭和二十九年度固定資産の価格が決定致しましたから来る六月二十一日より七月十日まで一般利害関係者の縦覧に供します、（尚縦覧に関しては市告示に御注意願います。）

縦覧場所
善通寺市役所（善通寺町、生野町、大麻町、上吉田町、稲木町、下吉田町）
市、竜川支所（金蔵寺町、原田町、木徳町）
市、筆岡支所（中村町、弘田町）
市、吉原支所（吉原町　碑殿町）
市、与北支所（与北町）

縦覧時間
日曜日を除く午前八時三十分より午后五時まで、但し土曜日は正午まで

本年度の固定資産の価格は前年度に比較して全般に上昇を示しており、之は独り善通寺市のみに限らず、全国的に、地方自治庁よりの指示に基づくものでありまして、物価指数並に、現に売買されたる価格等より算出せられるものであります。その平均上昇率を前年度に比較すれば、概要次の様になつております。

田　二割三分乃至三割三分
畑　一割二分乃至三割八分
宅地二割八分乃至四割
山林　四割乃至五割
原野　四割乃至五割
池沼　二割乃至三割
雑地　一割乃至二割
家屋　二割乃至三割
償却資産　二割乃至三割

次に課税については、今十九国会において地方税法の改正がなされ本年は特別として、税率が百分の一、五に下りましたから御承知願います。

新らしい県税について

◇本年度から市民税のかゝる人は県民税（個人は均等割百円）所得割「概ね所得税額の五%」法人は均等割六百円、法人税割「法人税額の五%」がかゝります。

個人の県民税は、県民税の令書によつて市役所へ法人の県民税は申告（用紙は地方事務所にあります）と同時に地方事務所へ納めて下さい。

◇五月十三日から不動産（土地、家屋）を取得した人は、不動産取得税（税率三%地方事務所から令書がでます）がかゝります。

但し新築については、六月三十日まで税金がかゝらない外、基礎控除等（住宅百万円、住宅建築の土地六十万円）の恩典があります。不動産を取得した人は、全部申告しなければなりません（用紙は市役所にあります）以上が新らしい県税であります。

税務課

昭和二十九年度分の所得税が変りました

本年四月に行われました所得税の改正のねらいは負担の軽減と課税の簡素化を図ることを目標として予定納税の仕方各種控除額の引上げ所得金額の計算の仕方等についてそれぞれ次のように改められました。

（第一）予定納税の仕方

この改正は課税手続の簡素化で、本年から原則として納税者は税務署長へ予定申告書を提出する必要がなくなりました。

そこで納税者は納める税金の通知を税務署長から受けて従来とおり七月（第一期分）十一月（第二期分）に納税することになります。

即ち予定納税の段階では次の三つの型に分けることができます。

1 税務署長から通知を受けた予定納税額で納税する人大部分の納税者はこれにあてはまります。

予定納税額とは一口にいえば六月一日現[illegible]おける前年分の総所得金額（一時譲渡、雑山林所得を除く）に対する申告納税額（これを予定納税基準額という）の第一期分、第二期分を指します。また税務署長の通知は六月十五日までに発送することになつています。なおこの予定納税基準額の決算は生命保険料控除は前年通りで行いますが、基礎控除額、扶養控除額は改正後のもので行うことゝなつています。

2 予定納税額に対する減額承認申請をしたとき

これに対する税務署長の承認又は決定額で納税する人、休業災害盗難等のため本年の見積納税額が予定納税額より相当減少すると思われる場合は六月三十日（特別のときは七月十五日）まで税務署長の減額承認の申請ができます。これに対する承認又は決定を受けた人はその納税額で納税することになります。

3 七月予定申告書提出によつて納税する人

（イ）前年納税義務がなかつた人で本年一月一日以降において開業その他により本年新らしく予定納税義務ができた人

（ロ）事業の拡張好況によつて税務署長から通知を受けた予定納額より本年見積納税額が上廻ると思われる人、以上の場合は従来どおり税務署長へ七月予定申告書を提出し納税することになつています。

（第二）各種控除額は次のとおり引上げられました

1 基礎控除額
二十九年度分　六万七千四百五十円

2 扶養控除額
二十九年度分
一人目扶養親族　三万八千四百八十円
二人目三人目　二万三千四百八十円
四人目以上　一万五千円

3 生命保険料控除限度
二十九年度　一万一千円

（第三）所得金額税額の計算

1 山林所得は他の所得と綜合せず別個計算となりました

2 青色申告者の専従者に新に配偶者が加えられ又専従者控除は従来の六万円が七万円（昭和二十九年分は六万七千五百円）に引上げられました。

3 退職所得の特別控除は一率二十万円であつたのを勤続年数の長いほど有利となるよう十年未満を二十万円十年超える一年毎に二万円を加算控除することになりましたしかし最高限度は、五十万円であります。

4 変動所得の平均課税方式を改めて一年限りとなり更に第三者通報制度の廃止、配当所得の税率の引下、利子税、加算税の計算等についても改正されました大体以上が改正の要点でありますのでお間違無く正しき納税せられるようお願いします

税務課

印紙税の改正について

一、今次の税制改正により四月一日からその税率が大体において、従来の約五倍となり、受取書等の課税最底限も三千円に引上げられましたから充分に留意して間違いのないよう注意して下さい。

（一）課税の範囲及税率について

左に掲ぐる証書は一通毎に帳簿は一冊一年以内の附込に対し左の印紙税を納付しなければなりません

1 不動産、鉄道財団、軌道財団、自動車交通事業財団、又は船舶の所有権移転に関する証書
2 消費貸借に関する証明
3 請負に関する証書
4 運送に関する証書
5 傭船契約書

記載金高
三万円以下のもの二十円
十万円以下のもの六十円
五十円万以下のもの二百円
百万円以下のもの三百円
五百万円以下のもの千円
千万円以下のもの二千円
五千万円以下のもの五千円
五千万円を超ゆるもの一万円
記載金高なきもの二十円

二十円但し右1より5の証書にして記載金高三千円未満のものは非課税

6 物品切手（但し記載金高五十円未満の物品切手は非課税）

記載金高
百円以下のもの　六円
百円を超えるもの百円又はその端数毎に　六円
記載金高なきもの　六円

7 委任状　五円
8 約束手形　十円
9 為替手形　十円
但し記載金高三千円未満のものは非課税
10 預金証書、11 貯金証書
12 出資証券、13 船荷証券
14 運送貨物引換証
15 倉庫証券、16 保険証券
17 株券、18 債券、19 相互保険会社の発する基金証書、20 株式申込書、21 社債申込書、22 地上権永小作権又は地役権に関する証書、23 使用貸借雇傭寄託又は定期金に関する証書、24 信託行為に関する証書、25 無尽に関する証書、26 定款又は組合契約書、27 権利の変更に関する証書、28 追認又は承認に関する証書、29 受取書（但し三千円未満若しくは金高記載なき場合、又は営業に関せざる受取書は非課税）
30 質権抵当権に関する証書、31 前項以外の証書（但し記載金高三千円未満のものは非課税）、32 預金通帳又は積金通帳（納税準備金通帳は非課税）
以上10より32までに対しては十円
33 前号以外の通帳二十円
34 判取帳　二百円

証書に金高記載がなくても証書面に記載してある価格単位及び数量によりその算出することが出来るものは、その総金額を以て記載金高と看做されます大体以上でありますがその他詳細は最寄の税務署でおたずね下さい。

税務課

農業

七月の果樹

一、柑橘

1.摘果について

摘果せずして今後栽培可能等考へる方は昔の事で今後は隔年結果防止及び品質向上からも作業の一つとしなければならぬ、市役所及普及所にて計画して摘果方法等講習を実施しますが簡単に申しますと早生温洲で七月上旬中生で中旬晩生で下旬で葉二五枚に一果位に摘果します。

2.ルビーロ虫駆除

幼虫発生期間が長いので駆除時期は七月上中旬及八月上旬頃二回撒布薬剤は松脂合剤、ソーダ合剤があるが調製法の倍数は色々あるので容器に書いてあるものを参考にして下さい。早魃状態、高温長雨直後等は薬害がありますから注意して下さい撒布液一石に石鹸五ー十匁加用すれば薬害を減じ殺虫力増加す。

3.矢の根介殻虫騒除

七月中下旬で石灰硫黄合剤八〇ー一〇〇倍液に一斗に対し硫酸亜鉛二五ー三五匁加用撒布

注意、松脂合剤（ルビーロ虫）撒布後硫黄合剤及ボルド液（六月中旬落葉病）撒布は二〇日以上隔てること。

4.エカキ虫駆除

幼樹に対しては夏梢が大切であるから発芽期（七月上旬）新芽目標に硫酸ニコチン八百倍液撒布。

二、桃

1.コスカシバ産卵及日焼防止

石灰塗剤塗布（生石灰一貫二百匁、砒酸石灰二百匁、カゼイン石灰百匁、食塩二百匁、水一斗程度にてねり七月上旬日焼するような処、傷している処木の叉にコスカシバが卵を生む様な所へ塗る。

三、柿の落葉病

ヘタ虫　一石式石灰倍量ボルドー液一斗に対し砒酸鉛一二匁ー一五匁加用して七月中下旬撒布。

四、葡萄の晩腐褐斑白腐病防除

七月上旬ー八月中旬迄四ー五回八斗式石灰五〇匁ボルド液撒布

五、防旱

七月ー八月は乾燥期になるので敷草及堆廐肥を施し防旱に努めること。

（農務課香川書記）

柑橘の天牛撲滅競技会について

柑橘栽培者の皆様にお願いいたします

柑橘の天牛撲滅競技会を本県主催で開催されており善通寺市としても善通寺地区、吉原地区が参加しておりますのでせいぜい多数補殺されますようお知らせ致します。

要領は六月一日より七月三十一日[illegible]に「ほしかみきり一[illegible]成虫」を補殺し地方事務所へ送付（各農家は補殺した天牛を善通寺農協上郷支所、吉原農協へ御持参下さい）して係員の点検を受け補殺数を参加面積で除し、反当補殺数を算出し、反当補殺数[illegible]により序列を決定する。

選賞点数[illegible]は、一等一点、二等二点、三等五点です

七月は農繁期も終りますので一匹でも多く補殺して下さい。

（農務課香川書記）

農業改良普及員異動

多年農業改良普及事業進展のため格段の御支援深謝致して居ります今の度普及事務所の人事移動が一部行はれ善通寺地区普及員の配置換をし一層本事業の推進と食糧増産に万全を期することになりました担当普及員と連絡を密にして目的達成に努めましょう。

善通寺地区　土井技師
与北地区　南条技師
吉原地区　西風技師
竜川地区　宮川技師
筆岡地区　宮武技師

筆岡の前任者久保技師は地方事務所に転勤しました。

麦種子に就いて

麦種子は採種圃の種を

麦増産の鍵は一つに種子の選択の良否にある事は云はずもがなであるが行うは難しで仲々実行されてゐない様です。適地に適品種を選んで、三年は一回は必ず種子の更新をしてこそ増収が期せられるのであります。茲に於て本市は左記の通り県の奨励原種をまいた麦の採種圃を設置し、種子を確保致しましたからこの優良品種と交換せられ来年度よりは一層の増収を図られる様御奨め致します。更新希望者は早急に部落代表者又は市農務課へ御申し込み下さい

裸麦
香川裸、三保珍子、[illegible]瀬戸裸、佐賀裸

小麦
農林五一号、農林二六号
農林六一号、新中長

（農務課井上書記）

牛の流行性感冒の豫防注射

今年も牛の流行性感冒の発生時期に近づいて参りましたが予防注射は如何ですか。牛の農家の宝であり一番の仂き手であるので大切にし、又可愛がつてやりましょう。これについて家畜保健所において予防注射を実施されますから、希望者は早急に市農務課又は各支所へ申込み下さい。（注射料金は一頭参百円）

（農務課井上書記）

メイ虫防除（パラチオン剤）は共同で

本年は危害防止の観点からパテチオン剤の取扱基準例が改正になり、個人の使用は禁じられ県知事の指定する指導員証を持参する者の指導に依る共同防除でなければ出来ませんので左記の点充分御留意下さい。

記

一、防除実施の届出

農業者の組織すを団体が防除を行う場合には、市長に届出なければならない。

二、公示

防除実施者は防除実施の二日前から終了後七日迄の間対象害虫名、日時区域及面積を公示して、その区域を明示する標識（赤旗がよい）を掲げること。

三、防除実施の注意

①薬剤調整及び粉剤を取扱う場合、又撒布する場合には皮膚の露出をさけ薬液の浸透しない手袋、長袖長ズボンマスク等着用し作業すること。

②乳剤の原液が皮膚や衣類についた時は直ちに石鹸で洗うこ[illegible]

③子供、[illegible]理日の婦[illegible]のある者等抵抗力の少い者は作業しないこと。

④家畜類を作業現場から遠ざけた後防除すること

⑤作業途中食事又は喫煙する場合は手顔等を充分石鹸で洗い食塩水でうがいすること。

⑥撒布は収穫三週間前までに終了すること。

⑦同一人の薬剤撒布作業は継続して長時間に亘つて行つてはならない。

⑧防除実施中頭痛、めまいはきけ等身体に異状を認めたときは防除指導者の指示を受け直ちに作業をやめ安静にして医師又は保健所へ連絡すること

⑨薬剤の包装容器は土中に埋没すること。

⑩防除実施者は作業終了後直ちに身体、着衣、器具類を石鹸で充分洗うこと。

（農務課井上書記）

メイイモチの簡易観察所設置

毎日メイ虫、ウンカの発生状況を調査し防除の適期を把握するため、従来県下七カ所の病害虫発生予察観察所を本年は四〇カ所新設し、本市に於ては弘田町阿瀬と、与北西原に夫々新設し、六日より九月二十日迄点燈実施し、又イモチ病予察観察所は常習発生地の善通寺町有岡に設置して日々に移り変る病虫害の発生状況を早期に発見して、防除の完璧を期する事になりました。

（農務課井上書記）

◇

◇

森林法を守りませう

皆さん木を伐るときは必ず手続を致しましょう無断で伐ると処罰されます。昭和三十年三月末日までに適正伐期令級（樹令三五年）未満の普通林及び制限林（保安林）を伐採しようとする者は本年六月三十日までに知事に伐採許可申請書を提出しなければならないので市農務課迄届出て下さい農務課で定められた手続きを致します。普通林の古いものも伐る六十日前に知事に届出なければ伐ることは出来ません。伐採時期になつてにわかに届出ても伐採することが出来ません。

農務課井上書記